

玉島地区

家庭ごみ収集運搬業務 作業手順書

倉敷市
資源循環推進課

【目 次】

1 作業前の事項 ······ P 1~2	(1) 当日分収集計画の確認 (2) 従事者数の確認 (3) 配車計画 (4) 作業分担の発表と詳細指示 (5) 受け持ち作業の確認と計画 (6) 諸準備 (7) 始業前準備運動 (8) 出発	(7) 協力, 協調, 分担, 支援, 補完作業の励行 (8) 安全作業 (9) 迅速作業 (10) 確実作業 (11) 環境の保持 (12) 積み込み後の確認 (13) 市民への対応 (14) 安全乗降 (15) 安全確認
2 車両 ······ P 3	(1) 作業開始前点検 (2) 暖気運転	6 取り残しごみの処理 ······ P 10~11 (1) 処理方法 (2) 事後処理
3 走行時 ······ P 4	(1) 安全運転の厳守 (2) 安全確認の励行 (3) 経済運転 (4) 品位の保持	7 ごみ種別処理施設への搬入 ··· P 12~16 (1) 燃やせるごみ (2) 資源ごみ (3) 埋立ごみ (4) 使用済み乾電池
4 ごみステーションでの停車 ······ P 4	(1) 安全確認（到着時） (2) 車両停車場所 (3) 安全誘導 (4) 停車中の車両	8 収集作業終了後 ······ P 17 (1) 洗車 (2) 駐車 (3) 業務報告 (4) 待機
5 収集作業 ······ P 5~9	(1) 燃やせるごみ (2) 資源ごみ (3) 埋立ごみ (4) 使用済み乾電池 (5) 積載する嵩と重量, 荷姿 (6) 収集作業現場付近への配慮	9 その他 ······ P 18~19 (1) へい死した犬, 猫の収集 (2) 持ち込みごみ等の搬送 (3) 作業進捗状況の打ち合わせ (4) 職場環境の保全 (5) 記述の無い事項

《倉敷市家庭ごみ収集運搬業務作業手順書》

1 作業前の事項

(1) 当日分収集計画の確認

業務を適正に執行するため、予め計画されている収集計画により、当日予定の、ごみ種・地域（範囲）を確認する。

(2) 従事者数の確認

当日に収集予定されている地域の各種ごみは、その日の内（限られた収集時間内）に収集を完了しなければならない。

そのため、出来る限り円滑に作業出発できるよう、早めの配車計画を立てて指示する必要により、当日の勤務者の掌握を早めに行わなければならない。

また、従事者の当日の急な欠勤は配車計画に支障を来すばかりか、収集作業の実施に重大な影響を及ぼすことを十分認識させ、作業に従事できない場合は「作業に従事できない」旨の申し出を、作業日の前日以前に必ず行うよう、周知、徹底しなければならない。

(3) 配車計画

1) 当日の従事者数が確定の後、収集計画を基に、当日予定する業務について、配車計画（担当作業の割り当て）を行う。

2) 作業割り当ては毎日行い、表にして作成することが効率的であるとともに、当日の結果等を記述し翌月、翌年の配車計画等の参考とする。

3) 同表の記載事項は、

ア 当日分の「月日・曜日」「天候」「収集区域」「収集ごみ種」「稼動車両表示」

イ 車両毎に「運転者名」「補助者名」「担当区域名」「担当ごみ種」

ウ 全体として「道路情報」「注意事項」「当日の記録」

エ その他

4) 配慮する事項

ア 作業分担に際しては、予め地区内の全ごみステーションの位置を掌握の後、設定しているコース配分により、当日の作業割り当てを行い、収集漏れの無いようにすること。

イ 従事者の担当する区域が偏ること無く、週、又は月を単位に順次、担当を交替し、従事者が欠員した場合でも対応できるようにすること。

ウ 運転者、および補助者との組み合わせは、作業効率を図る上から極力、継続して同一人になることの無いよう、週、又は月を単位に、順次交替に組合わせるように配慮すること。

(4) 作業分担の発表と詳細指示

収集作業を適正に遂行するため朝礼等により、全員に配車計画を発表し、的確に伝達・周知するとともに、自己の作業分担を徹底する。

(5) 受け持ち作業の確認と計画

従事者は、予め作成されたコース表により担当範囲、及び作業順序を確認する。

(6) 諸準備

1) 出発に際して、作業に必要な用品及び、携行品等の確認を行う。

ア 身分証明書

イ JFE通門証（びん・蛍光管収集のみ）

ウ コース表

エ シール（分別不良ごみ等へ貼付するシール）

オ 筆記用具（シール記入用の油性ペン、等）

カ 服装の確認・制服、帽子、手袋、安全靴、安全帯（必要に応じて）の着用
(雨天時の雨具、長靴)

従事者は、当業務は倉敷市の委託する公務であることを認識し、市民の信頼を損なわないよう、身だしなみについても常に清潔を保ち、品位を損なわない服装で従事しなければならない。

キ 清掃用具（ほうき ちり取り 散水用の水、スコップ等）

(7) 作業前準備運動

労働災害を防止するため、全職員が作業前準備運動を行わなければならない。

(8) 出発

現場責任者は、各車両及び運転者、補助者が適正な出発となっているか否かを確認し、適正に整っている場合のみ出発可としなければならない。

2 車両

(1) 作業開始前点検

運転者及び補助者は、毎日、作業出発前に各装置等の機能について作業開始前点検を行わなければならない。

1) 安全点検実施

ア ハンドルは正常に作動し、機能しているか。

イ ブレーキ //

ウ 方向指示器 //

エ 前照燈 //

オ 警笛 //

カ ブレーキランプ //

キ 車両後退時警報器 //

ク タイヤの空気圧は正常か。

ケ サイドミラー、窓ガラスは、汚れ、曇りも無く視認は適正になっているか。

コ シートベルトは正常に作動するか。

サ 消火器は有効期限を過ぎていないか。

シ その他必要な事項の実施。

2) 特殊装置の作動確認

ア 回転板は正常に作動するか。

イ 緊急停止装置は正常に作動するか。

ウ テールゲート落下防止の安全棒は機能するか。

エ 排出装置は正常に作動するか。

オ 水抜き装置の水漏れは無いか。

カ その他必要な事項の実施。

3) 医薬品積載の確認

罹災時の応急治療薬等の用品は、有効期限内のもので揃っているか。

(2) 暖気運転

安全作業の実施と、車両の異常発生を防止するため、車両に応じた暖気運転を行うこと。

3 走行時

(1) 安全運転の厳守

道路交通法を厳守し、安全を最優先することは無論、市の委託する公務であることを認識のうえ、ほかの模範となるよう努めなければならない。

(2) 安全確認の励行

各補助者は「視認性が悪い」ことを念頭に乗車し、右左折、後退を行う場合は、他補助者との連携を密にしなければならない。

ごみステーションは、広い道路沿いのみならず、その多くは生活に密着した場所に設置されている。そのため、収集車両は殆どが生活道路を通行することになるため、人や自転車の急な飛び出し等の危険と隣り合わせであることを念頭に、常に“かもしれない”的意識を持ち、予防運転に努めなければならない。

(3) 経済運転

走行中は、ムダ、ムリ、ムラの無い安全、経済的運転に努めなければならない。

(4) 品位の保持

乗車中の携帯電話の使用、くわえタバコや飲食は、危険であるばかりか、市民の信頼を損なうこととなり、厳に慎まなければならない。

4 ごみステーションでの停車

(1) 安全確認（到着時）

停車場所を確定するため、補助者は、ごみステーション到着の手前で降車し周囲の安全を十分確認し、適正な停車場所に車両の誘導を行わなければならない。

(2) 車両停車場所

1) 殆どのごみステーションは道路に面している。路上に駐車しての作業になるため他の通行への支障は極力、最小限に押さえなければならない。

2) 車両の停車位置は、積み込み作業が迅速に行えるよう、テールゲート（ごみ投入口）がごみステーション扉を遮断せず、且つ出入口と遠くない位置が適当であるが個々のごみステーションの状況に応じて安全性、作業効率、他の通行等に配慮した最善の場所でなければならない。

(3) 安全誘導

停車し作業している時に、車両・歩行者等他の通行があるときは、周囲の状況が安全であることを十分確認のうえ、安全に誘導しなければならない。

(4) 停車中の車両

停車中はハザードランプを点灯し、他の通行者に停車中を知らせなければならない。

5 収集作業

作業は、市民と最も密接な行為であり、多くの市民がその作業ぶりは無論のこと一挙手一投足を注目しているところである。

市の委託する公務であることを十分認識し、その行動は快活且つ迅速、確実でなければならない。

収集は、効果的且つ効率的な適正処理を行うため、以前より市民周知し、お願いしている正しい出し方のなされているものについてのみ、収集しなければならない。

(1) 燃やせるごみ

- ア 無色で透明または半透明の袋に入っているか。（袋に入っていないものもある。）
- イ 可燃性の物であるか。
- ウ 可燃性の物であっても、粗大ごみは収集しない。
- エ 他のごみ種（資源、埋立、粗大、乾電池）が混載されていないか。
- オ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

(2) 資源ごみ

1) 空き缶、金属類

- ア 黄色のコンテナに入っている中身を車両に投入する。
- イ 金属のみの物、主に金属の物ばかりであるか。
- ウ 袋に入っているものは、袋を破って中を取り出す。
- エ 中身が多量に残っているものは、収集せずに置いて帰る。
- オ 空コンテナは折り畳み、定位置に重ねる。
- カ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

2) びん・蛍光管・スプレー缶

- ア びん（化粧びんも含む）の入っている青色コンテナを、そのまま車両に積み込む。
- イ 青色コンテナに入っている蛍光管（直管・環形・電球形）を運搬用コンテナに積み替える。（購入時のケースや新聞紙に包まれているものは、破損防止のためであるため、そのまま運搬用コンテナに積み替える。）（割れた蛍光管が袋や容器に入っている場合も同様。）
- ウ スプレー缶の入っている青色コンテナを、そのまま車両に積み込む。
- エ 積み込み中に、色種の混載が判った時は、極力修正を行う。
- オ 車両に積み込んだ数と同数の空コンテナを、車両から降ろし定位置に積み重ねる。
- カ 車両の限られたスペースに効率的に積載し収集するため、他の色種と混合しないように積み合わせを行う。その際、びんを割ってはならない。
- キ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

3) 古布類

- ア ひもで十文字、又は一文字に縛られているものと無色で透明または半透明の袋に入っているものののみ収集する。

イ 紙袋に入っているものは収集しない。

ウ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

4) 新聞・広告、雑誌・雑がみ・シュレッダーくず(紙)、ダンボール

ア 新聞・広告、雑誌、ダンボールについては、ひもで十文字、又は一文字に縛られているものののみ収集する。

イ 雜がみは、紙袋に入っているものも収集する。

ウ シュレッダーくず(紙)は無色で透明または半透明のビニール袋に入っているものを収集する。

エ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

5) 紙パック

ア 内側が白色でひも、又は輪ゴムで十文字、又は一文字に縛られているものののみ収集する。

イ 紙、ビニール袋に入っているものは収集しない。

ウ 切り開き乾かしてなく、そのまま出されているものは収集しない。

エ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

6) ペットボトル

ア 「PET 1」と表示されているペットボトルだけが、無色で透明または半透明の袋に入っているものののみ収集する。

イ 空き缶・びんなどが2~3個入っているものは、除去した後に収集する。

ウ ペットボトル以外の異物が4個以上あるものは、違反シールを貼って収集しない。

エ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

(3) 埋立ごみ

ア 無色で透明または半透明の袋に入っているか。(袋に入っていないものもある。)

イ 嵩の割に重量が増えるため、積み過ぎに注意する。

ウ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

(4) 使用済み乾電池

ア 燃やせるごみ、資源ごみ、埋立ごみの各ごみ収集日に持ち出すことになっている。

イ 各ごみ種の収集日には、ごみステーションに取り付けてある乾電池入れに入っているもの、及び乾電池入れが無いところでは、小袋に入ったものを収集する。

ウ その他、職員用マニュアル「(新)家庭ごみの分別区分と正しい出し方」による。

(5) 積載する嵩と重量、荷姿

ごみ種により積載できる量は異なってくるが、各車両の法定積載量を超えてはならない。

燃やせるごみ ・・・塵芥収集車

- ・水気の多い時期は、嵩に比して重量が多くなるので注意する。
- ・雨天時には、過積載になりやすいので注意する。

- ・水抜き蓋（栓）を開けて走行してはならない。
- ・移動中は、積み込みゲートの蓋は閉じなければならない。

資源ごみ

[空き缶・金属類]・・・塵芥収集車

嵩に比して重量は少なく、満載にしても法定積載量以内である。

[びん・蛍光管・スプレー缶]・・・低床リフト付きトラック

びんのコンテナは、色別に満タンとなるよう極力、積み合わせを行い、効率収集に努める。

また、びんは収集作業中に割ってはならない。リターナルびん・カレットの選別作業に支障を来す。

スプレー缶のコンテナは、満タンとなるよう極力、積み合わせを行い、効率収集に努める。

また、一時的に仮置きする場合は、法令に基づき適正に管理し、保管場所を届け出ること。

	(パレット数)	(コンテナ数)
3 t 低床リフト付きトラック ——	90×130 • • 4枚	90
2 t //	— 90×130 • • 2枚	80
2 t	— 90×100 • • 2枚	

予定の収集が終了し搬送する時は、転落防止ネットで荷台を覆わなければならない。

[古布類]・・・塵芥収集車、又は低床リフト付きトラック

嵩に比して重量は少なく、満載にしても法定積載量以内である。

トラック収集の場合、予定の収集が終了し搬送する時は、転落防止ネットで荷台を覆わなければならない。

[新聞・広告]・・・塵芥収集車、又は低床リフト付きトラック

塵芥収集の場合、嵩に比して重量が多く、法定積載量に注意しなければならない。

トラック収集の場合、予定の収集が終了し搬送する時は、転落防止ネットで荷台を覆わなければならない。

[雑誌・雑がみ・シュレッダーくず(紙)]・・・塵芥収集車、又は低床リフト付きトラック

塵芥収集の場合、嵩に比して重量が多く、法定積載量に注意しなければならない。

トラック収集の場合、予定の収集が終了し搬送する時は、転落防止ネットで荷台を覆わなければならない。

[ダンボール]・・・塵芥収集車、又は低床リフト付きトラック

嵩に比して重量は少なく、満載にしても法定積載量以内である。

極力、塵芥収集車収集とすることが望ましい。

トラック収集の場合、予定の収集が終了し搬送する時は、転落防止ネットで荷台を覆わなければならない。

[紙パック] •・・塵芥収集車、又は低床リフト付きトラック

単独で1車収集するほどの量は排出されず、他のごみ種と抱き合わせ収集になるが、収集量を掌握する必要から、黄色コンテナに入れるなど、他のごみ種と混同しないよう配慮しなければならない。

[ペットボトル] •・・塵芥収集車

嵩に比して重量は少なく、満載にしても法定積載量以内である。

無色で透明または半透明の袋に入っているが、収集作業中に空き缶・びん等が混入していないか確認が必要である。

埋立ごみ •・・塵芥収集車

嵩に比して重量が多く、法定積載量を超えないよう注意しなければならない。

使用済み乾電池

収集時 •・・塵芥収集車、又は低床リフト付きトラック

単独で1車収集するほどの量は排出されず、他のごみ種と抱き合わせ収集となる。

収集量を掌握する必要から、車両に設備している乾電池トレイに入れ他のごみ種と混同しないようにしなければならない。

収集基地に帰着した際には必ず所定の乾電池入れに集め、車両のトレイは空にしておかなければならぬ。

(6) 収集作業現場付近への配慮

家庭ごみ収集業務は、倉敷市が委託する公務であることを常に意識し、作業中の私語談笑は厳に慎まなければならない。

人家に接するごみステーションにあたっては、作業中の騒音による影響を常に考慮し、可能な限り抑制するものとする。

(7) 協力、協調、分担、支援、補完作業の励行

補助者は、迅速な作業を行うため、安全な作業となるためにも、作業の分担、作業協力、支援は不可欠であること、また、ごみステーションごとに収集完了していくという責任感のなかで、互いの作業をも確認しながら、十分でない事柄については補完すること等は基本であるとともに、常に意識し作業しなければならない。

- (例)
 - ごみステーション扉の開閉
 - 重量物の積み込み
 - 乾電池の収集
 - 散乱ごみの清掃、など

(8) 安全作業

ごみステーション扉の開閉時、積み込み作業時等には、罹災しないよう十分注意しなければならない。

(9) 迅速作業

収集作業は、その日の内に収集を完了させることが基本であるとともに、作業開始

から各処理施設へ投入までの時間が限られていること、また、排出者は出来る限り早く収集して欲しい意向を持っていること等を考えると、その収集作業は可能な限り迅速でなければならない。

(10) 確実作業

特に、燃やせるごみの積み込み時には急ぐ余りに積み落としになるなど、周囲にごみを散乱させないよう、環境に配慮しながら確実に作業しなければならない。

(11) 環境の保持

積み込み時に落ちたもの、飛散したものは箒とチリトリ、又はスコップ等により収集し、取り残してはならない。

水気の物が落下したときは、車両の放水設備等により洗い流す等、環境の保持に努めなければならない。

(12) 積み込み後の確認

作業終了後は、以下及び必要な事項を確認しなければならない。

- 1) 乾電池など、予定ごみの取り残しは無いか。
- 2) 取り残しごみ（不適正排出ごみ）には、適正な表示を行ったか。
- 3) 各コンテナは、所定の場所に整理整頓したか。
- 4) 飛散ごみは、きれいに収集したか。
- 5) 水気の物が落ちた所は、水洗いできたか。
- 6) 囲いのあるごみステーションでは、扉を確実に閉めたか。
- 7) 駆け込みの排出者はいないか。
- 8) 塵芥収集車は、ごみステーションでの積み込み作業ごとにゲートの蓋を閉め、開けたまま走行してはならない。ゲートの蓋は閉めたか。
- 9) トラックにあっては、積載ごみの飛散を防止するため、走行中は荷台を飛散防止ネットで覆わなければならない。

(13) 市民への対応

家庭ごみ収集作業は、倉敷市が委託する公務であることを常に認識し、市民との挨拶はもとより、対応に際しては丁寧且つ明朗、快活でなければならない。

(14) 安全乗降

車両の乗り降りに際しては、扉開閉時に他の通行が無いか、周囲（特に後方）に注意を払い、安全確認を十分行わなければならない。

降車時は、危険を防止するうえからも、飛び降りてはならない。

(15) 安全確認

車両の出発、右左折、後退、車線変更、駐停車などに際して、運転者及び補助者は、収集作業車は視認性が悪いことを念頭に車両操作するとともに、相互に連携し安全確認を確実に行わなければならない。

6 取り残しごみの処理

取り残す時は、止むを得ない正当な理由でなければならない。

(1) 処理方法

1) 不適正排出ごみの場合。

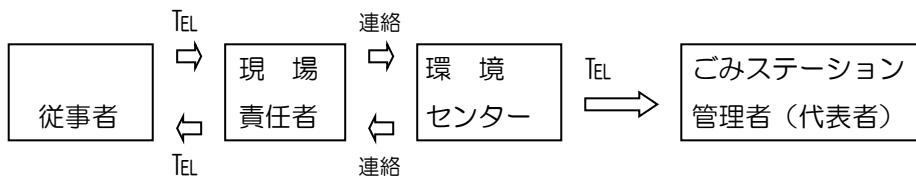
取り残し理由シール（違反シール）の貼付を行う。

※ 取り残し、且つ違反シールを貼付することの意義と、事の重大さを認識し、貼付に際しては慎重でなければならない。

- A 正しい分別がなされていない。
 - B 持ち出し日が間違い。
 - C ごみ袋が適切でない。
 - D 市では収集できないごみ。
 - E 粗大ごみ。
 - F その他
- 収集できない事由を表示するシールの該当理由にチェックした後、当該ごみに貼り付ける。

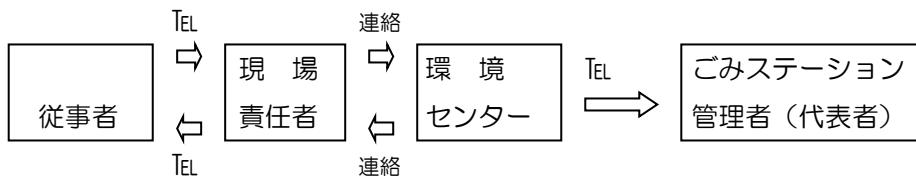
2) ごみステーションの鍵が掛かり、取り出せない場合。

以下の方法で連絡を取り、極力、その日の内に収集するものとする。



3) ごみステーションの出入り口が車等により塞がれ、取り出せない場合。

以下の方法で連絡を取り、極力、その日の内に収集するものとする。



4) 収集忘れ

当日の予定作業が終了した頃に、市民からの通報により発覚することが多い。

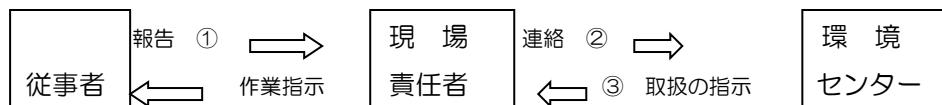
謝意を表明し、即時収集を行わなければならない。

処理施設の受け入れ時間終了後であれば、車両に積み置くものとする。

5) その他

何れの事由であっても、極力その日の内に収集するよう、努力するものとする。

(2) 事後処理



① 現場責任者への報告

従事者は、違反シールを貼って取り残した時は速やかに、次の事項を収集基地の現場責任者に報告しなければならない。

- ア ごみステーション番号
- イ 処理した状況
 - ア) 取り残し理由別の取り残し（シール貼付）個数。
 - イ) 個別の詳細。

② 環境センターへの連絡

従事者から報告を受けた現場責任者は、環境センターに次の事項を連絡するとともに、以後の取り扱いについて、指示を受けなければならない。

- ア ごみステーション番号
- イ 処理した状況
 - ア) 取り残し理由A～F種類別の取り残し（シール貼付）個数。
 - イ) 個別の詳細。

③ 環境センターからの指示

連絡を受けた環境センターは、ごみステーション管理者（代表者）等へ連絡し引き取りを促す、他を実施する。

環境センターは、諸事判断により都度、現場責任者に取扱方法の指示を行う。

7 ごみ種別処理施設への搬入

(1) 燃やせるごみ

1) 搬入施設

通常・・・倉敷西部クリーンセンター 441-1754

ただし、市が特別の理由がある場合は、他のごみ焼却処理場とする。

受け入れ時間 平日（月～金）8：45～16：30

土曜日 8：45～14：00

2) 施設への進入

施設の出入り、及び場内通行に際しては、他車の通行に十分注意し、徐行しなければならない。

3) 計量

搬入するときは、積載物の計量をしなければならない。

予め車両ごとに自重登録を行い、計量カードの発行を受ける。

ア 車両登録

倉敷市資源循環推進課（ごみ）定例搬入車両登録及び抹消要領により、行わなければならない。

イ 計量カード

トラックスケールに静かに乗り、予め受けている計量カードを停車位置右横に設置されているカードリーダーにかざし読み込みする。

4) ごみ焼却処理施設への進入

ア カードリーダータッチ後は、プラットホームへと徐行する。

イ 出入り口は自動扉になっており、所定の停車位置で開扉を待機する。

ウ 開扉後は場内の他車に注意しながら、係員の指示に従い所定の位置まで徐行する。

5) プラットホームでの作業

ア 停車誘導

排出位置まで後退する時、補助者は下車し、適正な位置に停車するよう車両の誘導を安全に行わなければならない。

イ 排出誘導

ア) 補助者は、適正な排出位置への停車を確認の後、排出OKの合図を運転者に送らねばならない。

イ) 合図を受けた運転者は、テールゲートを上げテールゲート内のごみ排出を手元操作により行う。

カ) 補助者は、テールゲート内の排出が完了したことを確認し、運転者に合図を送る。

カ) 合図を受けた運転者は、ダンプにより積載ごみの排出を行う。

ウ 排出確認

ア) 補助者は、積載ごみの排出完了を確認し、運転者に合図を送らねばならない。

イ) 合図を受けた運転者は、ダンプ及びテールゲートを下げる操作を行う。

ウ) 補助者は、テールゲートのロック完了を確認する。

工 環境の保持

ア) 補助者は、排出の際プラットに落ちたごみを掃き取り、ピットに投入しなければならない。

イ) 補助者は、排出の際プラットに落ちたごみの除去に際して必要に応じ、放水設備を使用し、水洗いしなければならない。

6) 臨時搬入施設・・・水島清掃工場とする。

受入れ時間、排出方法等は、倉敷西部クリーソセンターと同じ、又は準ずる。

(2) 資源ごみ

資源ごみの搬入先の変更は、同一の再生資源組合内の事業所であっても、市の指示以外には変更できないので、注意すること。

[空き缶・金属類・スプレー缶]

1) 搬入施設（各事業所への搬入は市より指示された地区と品目に限る）

倉敷再生資源事業協同組合

（株）カンガイ 玉島柏島 769-1 526-1717

三宅銀市商店 玉島中瀬 1469 522-2856

田中商会 中島1395 465-3050

受け入れ時間 平日 9:00~12:00 13:00~16:30

他車に注意し、場内は徐行しなければならない。

2) 計量（1回目）

従業者の指示に従い、トラックスケールに静かに乗り、総重量を計る。

3) 荷下ろし

ア 総重量を計量後、従業者の指示に従い、指定の場所に排出する。

イ 補助者は、適正な排出場所に誘導するとともに、排出前後の合図を運転者に送る。

4) スプレー缶の場合は、荷下ろし後、搬入車両は原則として搬入時と同数のコンテナとパレットを積み込む。（パレット積みの場合は、搬入施設の職員がフォークリフトにより積み込む）

5) 計量（2回目）

排出完了の後、従業者の指示に従い、トラックスケールに静かに乗り、荷下ろし後の重量を計量した後、計量伝票を受け取る。

[新聞・広告、雑誌・雑がみ・シュレッダーくず（紙）、ダンボール、紙パック、古布類]

1) 搬入施設（各事業所への搬入は市より指示された地区と品目に限る）

倉敷再生資源事業協同組合

(株)カンガイ 玉島柏島 769-1 526-1717

三宅銀市商店 玉島中瀬 1469 522-2856

受け入れ時間 平日 9:00~12:00 13:00~16:30

他車に注意し、場内は徐行しなければならない。

2) 計量（1回目）

従業者の指示に従い、トラックスケールに静かに乗り、総重量を計る。

3) 荷下ろし

ア 総重量を計量後、従業者の指示に従い、指定の場所に排出する。

イ 補助者は、適正な排出場所に誘導するとともに、排出前後の合図を運転者に送る。

4) 計量（2回目）

排出完了の後、従業者の指示に従い、トラックスケールに静かに乗り、荷下ろし後の重量を計量した後、計量伝票を受け取る。

[びん・蛍光管]

1) 搬入施設

倉敷市資源選別所 水島川崎通1丁目18 447-4850

2) 搬入に係る取扱要領は、次の事項を遵守しなければならない。

別 紙 倉敷市資源選別所の搬入搬出の手引き

// 倉敷市資源選別所の祝祭日の搬入手順

// 搬入車両の通行等について

3) 祝祭日に倉敷市資源選別所のフォークリフトを使用する場合は、事前に借用願を提出し、鍵を借り受けなければならない。また、フォークリフトの運転作業には、労働安全衛生法に定める「フォークリフト運転技能講習」を受講した者以外に従事させてはならない。受講者不在の場合は、手降ろし作業をすること。

[ペットボトル]

1) 搬入施設

倉敷リサイクルセンター 松江4丁目2-10 441-2223

2) 計量（1回目）

先行する車両の状況を確認し、進入可能であれば、トラックスケールに静かに乗り、総重量を計る。

3) 荷下ろし

ア 総重量を計量後、従業者（回転灯）の指示に従い、指定の場所に排出する。

イ 補助者は、適正な排出場所に誘導するとともに、排出前後の合図を運転者に送る。

4) 計量（2回目）

排出完了の後、トラックスケールに静かに乗り、荷下ろし後の重量を計量した後、計量伝票を受け取る。

（3）埋立ごみ

1) 搬入施設

倉敷西部クリーンセンター 441-1754

受け入れ時間 平日（月～金）8：45～16：30

土曜日 8：45～14：00

2) 施設への進入

搬入に係る施設への運行は、市の指示する経路を通行しなければならない。

施設の出入り、及び場内通行に際しては、他車の通行に十分注意し、徐行しなければならない。

3) 計量

搬入するときは、積載物の計量をしなければならない。

予め車両ごとに自重登録を行い、計量カードの発行を受ける。

ア 車両登録

倉敷市資源循環推進課（ごみ）定例搬入車両登録及び抹消要領により、行わなければならない。

イ 計量カード

トラックスケールに静かに乗り、予め受けている計量カードを停車位置右横に設置されているカードリーダーにタッチする。

4) 粗大ごみ処理施設への進入

ア カードリーダータッチ後は、プラットホームへと徐行する。

イ 出入り口は自動扉になっており、所定の停車位置で開扉を待機する。

ウ 開扉後は場内の他車に注意しながら、係員の指示に従い所定の位置まで徐行する。

5) プラットホームでの作業

ア 停車誘導

排出位置まで後退する時、補助者は下車し、適正な位置に停車するよう車両の誘導を完全に行わなければならない。

イ 排出誘導

ア) 補助者は、適正な排出位置への停車を確認の後、排出OKの合図を運転者に送らねばならない。

イ) 合図を受けた運転者は、テールゲートを上げテールゲート内のごみ排出を手元操作により行う。

ウ) 補助者は、テールゲート内の排出が完了したことを確認し、運転者に合図を送

る。

Ⅰ) 合図を受けた運転者は、ダンプにより積載ごみの排出を行う。

ウ 排出確認

ア) 補助者は、積載ごみの排出完了を確認し、運転者に合図を送らねばならない。

イ) 合図を受けた運転者は、ダンプ及びテールゲートを下げる操作を行う。

ウ) 補助者は、テールゲートのロック完了を確認する。

エ 環境の保持

ア) 補助者は、排出の際プラットに落ちたごみを掃き取り、ピットに投入しなければならない。

(4) 使用済み乾電池

1) 搬送

ア 収集基地では、びん収集に使用している青色コンテナをストック容器として使用することになるが、車両への積み下ろしに支障をきたさないよう、容器に入れる量は調整しなければならない。

イ コンテナの使用は目的外であることを念頭に、収集基地に大量に集積することなく、ある程度の量を目安に、乾電池集積場へ搬送しなければならない。

ウ 搬送に際しては日々の収集で集めた乾電池を精査し乾電池のみ搬送しなければならない。

エ 乾電池は、嵩に比して重量が多くなる。搬送車両の積載重量に注意しなければならない。

オ 搬送は月1回以上とする。

2) 搬入施設

井津井最終処分場

受け入れ時間 平日（月～金）8：45～16：30

3) 計量

ア 井津井最終処分場の乾電池集積場への搬送にあたり、倉敷西部クリーンセンターまたは委託事業者の設置した計量器にて総重量を計量しなければならない。

イ 搬送後には、同じ計量器にて荷下ろし後の重量を計量しなければならない。

ウ ア - イ = 乾電池搬送（処理）重量を業務報告する。

4) 荷下ろし

備えている乾電池入れ（ドラム缶）に投入する。

8 収集作業終了後

(1) 洗 車

毎作業終了後、環境と衛生を保持するため従事者は、使用車両の洗車を行わなければならない。

(2) 駐 車

1) 作業終了後、車両は所定の位置に駐車する。

2) 補助者は、所定の適正な場所に駐車するため、車両を安全に誘導しなければならない。

(3) 業務報告

1) 運転者は、その日に処理した業務内容を所定の書式により、現場責任者に報告しなければならない。

2) 報告項目

ア 基本項目

- | | |
|-----------|-------------|
| • 車両番号、車種 | • 年月日、曜日、天候 |
| • 従事者名 | • 走行距離数 |
| • 給油数量 | • 収集開始時刻 |
| • 洗車終了時刻 | |

イ 処理内容

- | | |
|-------------|-----------------|
| • ごみ種名 | • 1投入（搬送）ごと重量 |
| • ごみ種ごと処理総量 | • へい死した犬、猫の処理件数 |

3) 市から業務終了報告を求められた場合、現場責任者は運転者からの業務報告確認後、予定されていた収集作業が完了したことを確認し、玉島環境センターへ業務終了報告をしなければならない。

(4) 待 機

従事者は、取り残し（収集忘れ）ごみ発覚した際のスムーズな対応を行うため、17時まで収集基地にて待機しなければならない。

9 その他

(1) へい死した犬、猫等の収集

- 1) 燃やせるごみの収集作業中（走行中を含む）に、へい死した犬、猫等が路上等にある時はスコップ等により掬い上げ、テールゲートの蓋を開け投入する。
- 2) 収容した死体は、そのままダンプにより処理施設へ投入する。
- 3) 路上等に、へい死した犬、猫等がある旨の連絡を環境センターから受けた時は、速やかに収集作業に向かわなければならない。
- 4) 収容作業は、他車の通行を妨げないよう又、安全に行わなければならない。



- 5) 飼い犬・飼い猫等で処理手数料の徴収が必要なケースは、玉島環境センターが業務にあたる。

(2) 持ち込みごみ等の搬送

環境センターに持ち込まれた資源ごみ及び使用済み乾電池は、受け入れヤードのスペース等を考慮しつつ、環境センターからの依頼により収集ごみとは別途に搬送を行い、その搬送処理は効率よく且つ、適宜に行われなければならない。

- 1) 空き缶・金属類、びん、古紙類、古布類、使用済み乾電池の搬送先は、収集ごみと同じ。
- 2) 粗大ごみ及び止むなく収集又は持ち込まれた、タイヤ、バッテリー、消火器、その他の物で、本来、市が処理しないごみについては、粗大ごみ収集運搬業務委託事業により取り扱う。

(3) 作業進捗状況の打ち合わせ

午前中の作業終了後、現場責任者は各従事者から担当業務の進捗状況を聴取し、取りまとめの後、収集作業が効率的且つ迅速に実施されるよう各員に適切な作業指示を行う。各員はこれにより相互に連携し、市民の期待に応えるよう協力し実施しなければならない。

(4) 職場環境の保全

家庭ごみ収集業務は、倉敷市から受託した公務であり、常に市民から注視されていることを認識し、市民が出入りする収集基地にあっても職場環境（利用する建物内外はもとより敷地内及び、通路周辺を含む）の保全に努めなければならない。

(5) 記述の無い事項

本書に記述の無い事項が発生したときは、当事業の目的を図り速やかな対応を実施するとともに、以後の取扱いについては資源循環推進課及び玉島環境センターと協議し、決定するものとする。